医科点数表の解釈 平成30年4月版

Web追補 No.16-2 (臨時増刊号②)

- 令和元年10月1日からの消費増税に伴い、以下の告示・通知により酸素の価格が改正されます。本書の掲載内容の変更点を新旧対照表の形でまとめましたので、「Web追補No.16 (臨時増刊号)」と併せてご確認ください。
 - 令和元年8月30日 厚生労働省告示第97号(令和元年10月1日適用)
 - 令和元年8月30日 保医発0830第3号(令和元年10月1日適用)
- ■令和元年8月30日厚生労働省告示第97号による平成2年3月19日厚生省告示第41号の一部改正(841~842頁・右欄「(酸素及び窒素の価格「注2」)」、2238頁)

改正前

1 • 2 (略)

3 酸素の単価は、当該年度の前年の1月1日から12月31 3 日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価 (平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に 当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当 該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数 を四捨五入した額)~(中略)~。

一 (略)

イ (略)

- (1) (略)
- (2) 可搬式液化酸素容器 (LGC) に係る酸素の単価 0.31円 (単位 リットル。摂氏35度, 1気圧における容積とする。)

口 (略)

- (1) 大型ボンベに係る酸素の単価 0.41円 (単位 リットル。摂氏35度, 1 気圧における容積とす る。)
- (2) 小型ボンベに係る酸素の単価 2.31円(単位 リットル。摂氏35度,1気圧における容積とす る。)

二 (略)

イ (略)

- (1) 定置式液化酸素貯槽 (CE) に係る酸素の単価 0.28円(単位 リットル。摂氏35度,1気圧に おける容積とする。)
- (2) 可搬式液化酸素容器 (LGC) に係る酸素の単価 0.46円 (単位 リットル。摂氏35度, 1気圧における容積とする。)

コ (略)

- (1) 大型ボンベに係る酸素の単価 0.62円 (単位 リットル。摂氏35度, 1 気圧における容積とす る。)
- (2) 小型ボンベに係る酸素の単価 3.09円(単位 リットル。摂氏35度, 1 気圧における容積とす る。)

4·5 (略)

改 正 後(令和元年10月1日から)

3 酸素の単価は、当該年度の前年の1月1日から12月31日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価 (平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に 当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当 該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数 を四捨五入した額)~(中略)~。

一 (略)

イ (略)

(1) (略)

(略)

(2) 可搬式液化酸素容器 (LGC) に係る酸素の単価 0.32円 (単位 リットル。摂氏35度, 1気圧における容積とする。)

口 (略)

- (1) 大型ボンベに係る酸素の単価 <u>0.42円</u>(単位 リットル。摂氏35度, 1気圧における容積とす る。)
- (2) 小型ボンベに係る酸素の単価 2.36円 (単位 リットル。摂氏35度, 1気圧における容積とす る。)

二 (略)

イ (略)

- (1) 定置式液化酸素貯槽 (CE) に係る酸素の単価 0.29円(単位 リットル。摂氏35度, 1 気圧に おける容積とする。)
- (2) 可搬式液化酸素容器 (LGC) に係る酸素の単価 0.47円 (単位 リットル。摂氏35度, 1気圧における容積とする。)

口 (略)

- (1) 大型ボンベに係る酸素の単価 <u>0.63円</u>(単位 リットル。摂氏35度, 1気圧における容積とす る。)
- (2) 小型ボンベに係る酸素の単価 <u>3.15円</u>(単位 リットル。摂氏35度, 1気圧における容積とす る。)

4·5 (略)

■令和元年8月30日保医発0830第3号による平成30年3月5日保医発0305第1号の一部改正(838~841頁・右 欄「(酸素加算について)」、2239~2240頁)

改正前

J 201酸素加算

(1) 略

ア 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合 液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価 (略)

可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 1リットル当たり0.31円

酸素ボンベに係る酸素の単価

大型ボンベに係る酸素の単価

1リットル当たり0.41円

小型ボンベに係る酸素の単価

1リットル当たり2.31円

イ 離島等に所在する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価 1リットル当たり0.28円

可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 1 リットル当たり0.46円

酸素ボンベに係る酸素の単価

大型ボンベに係る酸素の単価

1リットル当たり0.62円

小型ボンベに係る酸素の単価

1リットル当たり3.09円

 $(2) \sim (15)$ (略)

1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入 したものについては、当該対価に105分の108を乗じて得 た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

改 正 後(令和元年10月1日から)

I 201酸素加算

(1) 略

ア 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合 液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価 (略)

可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 1 リットル当たり0.32円

酸素ボンベに係る酸素の単価

大型ボンベに係る酸素の単価

1 リットル当たり0.42円

小型ボンベに係る酸素の単価

1 リットル当たり2.36円

イ 離島等に所在する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価 1 リットル当たり0.29円

可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 1 リットル当たり0.47円

酸素ボンベに係る酸素の単価

大型ボンベに係る酸素の単価

1 リットル当たり0.63円

小型ボンベに係る酸素の単価

1リットル当たり3.15円

 $(2) \sim (15)$ (略)

|16| (5), (7)及び(11)に掲げる対価については、平成25年1月||16| (5), (7)及び(11)に掲げる対価については、平成30年1月 1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入 したものについては、当該対価に108分の110を乗じて得 た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

■別紙様式25「酸素の購入価格に関する届出書」(1234頁)の改正

「平成」を「令和」に改め、[記載上の注意事項]を1の前とし、[記載上の注意事項]2中「平 成25年1月1日から平成26年3月31日 | を「平成30年1月1日から令和元年9月30日」、「105分の 108」を「108分の110」に改め、なお書に下線を引く。